

関係団体・企業等に対する規制緩和アンケート結果（平成18年度）

団体、企業等から、規制の廃止・緩和や行政手続の簡素化について、県民の利便性向上、行政手続の簡素化、地域経済の活性化の観点から貴重なご意見をいただきました。

この度、いただきましたご意見に対する規制等所管課での対応（方針）を以下のとおりまとめましたので、ご報告いたします。

1 関係団体

（社）茨城県経営者協会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>規制緩和等について</p> <p>工場立地法については経済産業省で敷地面積率及び緑地面積率ともに「大幅な見直し」または「緩和する」などの方針が新聞で掲載（10月25日付日本経済新聞）されたが、県としての今後の緩和方策はどのように考えているのか？</p>	<p>回答：産業政策課</p> <p>現在(H18.12時点)国において、規制緩和要望に対する対応として、「地域産業活性化法(仮称)」の枠組みを活用して、工場立地法の特例措置を設けることが検討されています。</p> <p>具体的には、「地域産業活性化法(仮称)」に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対して、地域の実態に即した緑地等の面積率の設定を可能とする権限を移譲することとなる見込みです。</p> <p>茨城県としては、「地域産業活性化法(仮称)」の詳細を見極めたうえで、環境の保全に配慮し、地域準則条例の必要性を判断していくこととしています。</p>
<p>行政サービスの効率化について</p> <p>以下の項目について県としての見解を具体的に伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村により相違のある申請書式に対して、県として統一化指導の実施について ・ 現在、運用されている「いばらき電子申請手続サービス」の適用項目の追加について。 	<p>-1 回答：市町村課</p> <p>市町村の事務に係る申請書式につきましては、事務処理の主体である当該市町村の判断で定めており、県として申請書式の統一化の指導は予定しておりませんが、住民サービスの向上のため、事務処理の簡素化等について引き続き市町村に対し助言してまいります。</p> <p>-2 回答：情報政策課</p> <p>茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例を策定し、県に対する申請・届出等手続をオンラインで行うことが可能になりました。</p> <p>「いばらき電子申請・届出サービス」では、平成16年度に106手続、平成17年度に140手続をオンライン化しましたが、平成18年度以降も、順次、利用できる手続を追加していく予定です。</p>

<p>既存企業への優遇措置について</p> <p>以下の項目について県としての見解を具体的に伺いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場等を新增設する企業を対象とした法人事業税、不動産取得税の平成 21 年度以降の減免措置の延伸化またはそれらの代替案の有無について。 (現在の適用期間:平成 21 年 3 月 31 日まで) 既存企業に対する新たな税制の優遇措置導入の有無について。 	<p>回答:税務課</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税の特別措置に係る適用期間の延長の可否については、今後、県内の雇用・経済情勢や適用の実績等をふまえ、検討してまいりたいと考えております。 現行の県税の特別措置においても、県内に事務所等を新設又は増設し、原則として従業者が 5 人以上増加した場合には、本県に新たに進出する企業だけでなく既存企業も対象としております。このため、既存企業に対する新たな税制の導入は考えておりません。
--	--

2 企業（工業団地連絡協議会幹事社）

企業名非公表

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<ul style="list-style-type: none"> 工場立地法で、緑地及び環境施設面積がそれぞれ 20%以上、25%以上になっているが、既存の工場の場合、増改築をしようとしたとき、緑地及び環境施設の面積を確保することが難しくなっている。昭和 49 年以前の工場は緑地の面積を意識していないこともあるので、老朽化による立替や生産量増加で増築をしたくても緑地が増せず法律が足かせとなって機会の損出が発生している。 <p>敷地面積に対する緑地及び環境施設面積の割合は、都道府県が条例の設定をすとなっているので、できる限りの低い割合にして欲しい。</p>	<p>回答:産業政策課</p> <p>現在(H18.12時点)国において、規制緩和要望に対する対応として、「地域産業活性化法(仮称)」の枠組みを活用して、工場立地法の特例措置を設けることが検討されています。</p> <p>具体的には、「地域産業活性化法(仮称)」に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対して、地域の実態に即した緑地等の面積率の設定を可能とする権限を移譲することとなる見込みです。</p> <p>茨城県としては、「地域産業活性化法(仮称)」の詳細を見極めたうえで、環境の保全に配慮し、地域準則条例の必要性を判断していくこととしています。</p>

企業名非公表

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>水質汚濁防止法の特定施設を設置したり廃止したりする場合に、水質汚濁防止法及び下水道法の両方に書類を提出しているが、下水道に工程排水を流している事業場では下水道法のみ書類提出でよいのではないか。</p> <p>つくば市ができる前は町の下水道課に書類を審査できる人がいなかった。従って県に水質汚濁防止法の書類を提出させ、県が書類を受け付けたら町の下水道課が下水の書類を受理していた。</p> <p>つくば市ができてからも、つくば市に下水の書類を審査できる人がいなかったため、長い間、上記と同じ状況が続いていた。</p> <p>しかし、現在はつくば市に下水の書類を審査できる人がいる。以前のように県に頼る必要はない。</p> <p>特定施設から出る排水は下水に流しているのだから、下水道法で書類のチェックをすれば何ら問題はないはずである。</p> <p>書類の二重提出は、作成する事業所にも、チェックする県にも負担になっている。下水道法の書類提出のみにしていただきたい。</p>	<p>回答:環境対策課</p> <p>下水道法による届出により、水質汚濁防止法(水濁法)で規定する特定施設に係る届出等は代替できません。下水道へ工程排水を放流する際には、従前どおり水濁法並びに下水道法に基づく手続きをお願いします。</p> <p>(理由)</p> <p>水濁法では、排水水に対して排水基準を適用し、工場又は事業場に対して指導を行っています。同法第2条第5項では排水水とは、「特定施設を設置する工場等から公共用水域に排出される水」と定義され、工程排水はもとより工場等から排出する雨水も対象になります。</p> <p>一方、下水道法では規制対象は下水道により排除される下水に係る事項のみであり、同法により全ての排水水が網羅されているわけではなく、特定事業場からの排水水を規制するためには不十分な状況です。</p> <p>よって、排水水を公共用水域に排出しているかぎり、水濁法第5条等に基づき特定施設の届出等を行う必要があります。よって、工場事業場における特定施設の届出、廃止等については水濁法による手続きが不可欠であり、それを法律の目的が異なる下水道法による手続きにより代替することはできません。</p>

つくばテクノパーク豊里企業連絡協議会

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>工業団地であるのに、住宅地並みの騒音・振動規制等のつくば市協定の基準の上乗せ・横出しを撤廃するように市を指導して欲しい。</p>	<p>回答:環境対策課</p> <p>公害防止協定は、行政と企業双方が合意した取り決めのもとで、公害の防止を図ろうとするものです。</p> <p>つくばテクノパーク豊里工業団地においては、つくば市と立地企業が協定締結者であり、県の指導は困難と考えます。</p>

企業名非公表

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>1 ボイラー用燃料の規制緩和について</p> <p>現在、茨城県及びつくば市における条例では、ボイラー用燃料として、「灯油」・「ガス」の使用は認められておりますが、「バイオ燃料」・「魚油」等は認められていないため、「バイオ燃料」・「魚油」を燃料として使用する場合には、「廃棄物焼却施設」（産業廃棄物処理施設）としての規制を受けてしまいます。</p> <p>つきましては、公害防止上問題のない再利用のできる「バイオ燃料」・「魚油」もボイラー燃料として使用できるように規制を緩和していただき、「廃棄物焼却施設」としての規制を受けないようにしてほしい。</p> <p>2 廃棄物焼却施設の申請手続の簡素化について</p> <p>現在、「廃棄物焼却施設」の設置許可申請をする場合には、取締役全員の住民票の添付が必要となっておりますが、取締役全員の住民票をそろえることは相当の時間がかかるのが現状であります。</p> <p>つきましては、この住民票の添付を代表取締役 1 名だけとしていただき、申請手続の簡素化を図るようしてほしい。</p>	<p>回答：廃棄物対策課</p> <p>1 ボイラー用燃料の規制緩和について</p> <p>廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断されます。</p> <p>「バイオ燃料」「魚油」が上記のような廃棄物に該当する場合には、これを燃やす施設は廃棄物の処理施設（焼却施設）として規制されます。なお詳細につきましては、廃棄物対策課にご相談ください。</p> <p>2 廃棄物焼却施設の申請手続の簡素化について</p> <p>廃棄物焼却施設の設置許可申請に必要な添付書類につきましては、廃棄物及び清掃に関する法律に定められています。</p> <p>取締役全員の住民票の添付については、同法施行規則第 11 条第 6 項第 13 号に定められております。該当する者の住民票の提出をお願いいたします。</p>

企業名非公表

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>つくばハイテクパークいわいの公害防止協定による騒音の基準は、朝 60 d b，昼間 65 d b，夕方 60 d b，夜間 50 d b となっております。</p> <p>これは、工業専用地域としては非常に低く定められた値であり、坂東市公害防止条例による基準の第 3 種区域と同等の基準となっております。</p> <p>工業専用地域であることをご考慮のうえ、茨城県公害防止条例の第 5 種区域（工業専用地域）と同レベルに緩和いただけますよう要望しております。</p>	<p>回答：環境対策課</p> <p>公害防止協定は、行政と企業双方が合意した取り決めのもとで、公害の防止を図ろうとするものです。</p> <p>つくばハイテクパークいわいにおいては、坂東市と立地企業が協定締結者であり、県の指導は困難と考えます。</p>

企業名非公表

団体・企業等からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>「工場立地法」緑地面積等の緩和</p> <p>・2008年法改正を目指しているようですが、工業団地周辺に緑地・環境施設が多数あり、できるだけ早く大幅緩和をお願いしたい。</p>	<p>回答:産業政策課</p> <p>現在(H18.12時点)国において、規制緩和要望に対する対応として、「地域産業活性化法(仮称)」の枠組みを活用して、工場立地法の特例措置を設けることが検討されています。</p> <p>具体的には、「地域産業活性化法(仮称)」に基づく計画を策定し、国の同意を得た市町村に対して、地域の実態に即した緑地等の面積率の設定を可能とする権限を移譲することとなる見込みです。</p> <p>茨城県としては、「地域産業活性化法(仮称)」の詳細を見極めたうえで、環境の保全に配慮し、地域準則条例の必要性を判断していくこととしています。</p>

一般的意見

- ・ 各種統計調査の実施として、各方面より依頼されるが、同一内容の調査等が多分にある場合があるため、統一性を持たせてもよいのでは？
- ・ 申請等に添付する書類は少なくなることを望みます。
- ・ 規制を廃止・緩和することにより、悪質な業者の入り込む余地を与えることにならないような監視体制を望みます。
- ・ 届出書類内の事項に変更が生じた場合、すべての項目についても再度記入して新たな提出書類とすることが求められることがあります。修正を文書として提出し、それを受理していただくようになると、大変と私共の事務労力も削減されて助かります。これは特定の規制に関するのではなく、共通事項としてのお願いとなります。